

国土交通省特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況
－平成20年度の取組状況－

◎諸制度の周知

- 子育て支援に係るイントラネット等による周知

◎育児休業を取得しやすい環境の整備

- 平成19年3月の相談員制度の開始後、各機関において順次相談員を指名。
 - 育児休業等の取得率：男性職員26%、女性職員100%
 - ・男性職員の取得率は大きく上昇、女性職員の取得率は上昇
- ※目標値：男性：平成21年度までに50%以上
女性：現状の取得率を下回らないこと。

◎休暇の取得の促進

- 休暇計画表の作成、文書又はメール等により計画的な休暇取得を呼びかけ、ゴールデンウィーク・夏休み等における長期休暇取得を促進
 - 年次休暇の取得率
 - ・国土交通省全体：65%（観光庁：55%、気象庁：70%、運輸安全委員会：58%、海上保安庁：64%）
 - ・ここ数年ほぼ横ばい。（平成19年：66%）
- ※目標値：平成21年までに10%以上増加させること。
（平成15年65%→平成21年75%）
- 子どもの看護のための特別休暇の取得の促進
 - ・平成19年度に比べて増加（男性：732人→734人、女性：516人→579人）
 - 男性職員の育児参加のための特別休暇の取得の促進
 - ・平成19年度に比べて大きく増加（278人→433人）

◎超過勤務の縮減

- 管理職員による超過勤務に係る業務内容の把握、業務内容・業務体制の点検
- ・改善、超過勤務縮減のための各職員の意識の醸成

◎庁内託児施設・福利厚生の充実

- 各機関において、庁内託児施設設置の可能性を検討
- 各機関において、女性休養室の設置、出産・育児の電話相談等を推進

◎多様な勤務形態の推進

- 育児を理由として早出遅出勤務をした職員数は平成19年度と比べ増加（122人→126人）

◎その他

- 平成19年8月から実施されている育児短時間勤務については、男性1人、女性17人が取得